

受身文の指導法のあり方

— 『日本語』 における指導法を中心に —

李 蓮花*・菊地 悟**

(2008年3月3日受理)

LI Lianhua and KIKUCHI Satoru

On the Teaching Method of Passive Sentences

— Mainly in "일본어 (Nihongo)" —

1. はじめに

中国においては、中学校・高校段階で英語を外国語科目として設置するのが普通であるが、朝鮮族の学校をはじめとして一部のモンゴル族や漢民族の学校では日本語を外国語科目として設置している。使用する教科書は中国の課程教材研究所(教育部直属)が日本の国際交流基金の助成と国際文化フォーラムの積極的な協力の下で編纂した『全日制普通高級中学教科書(試験本) 日語』(1997、人民教育出版社)である。本論で言及するのは、朝鮮族学習者の学習の便利さを図り、これを朝鮮語に翻訳して出版した『全日制普通高級中学教科書(試験本) 日本語(일본어)』(1997、東北朝鮮民族教育出版社)である(以下、『日本語』と略称する)¹。『日本語』は、学習者の「聞く、話す、書く、読む」などの総合的言語運用能力のアップを可能にしたばかりでなく、日本の文化、風俗習慣、思考方法などとの触れ合いも視野に入れた、それまで使用していたどの教科書よりも優れた教科書であると言える。ところが、受身文についての指導において、あるところは不適切ではないだろうかという疑問も生じる。本論では『日本語』を『新編日語』、『中日交流標準日本語』²と比較

しながら分析を行うことにする。

2. 日本語の受身文の分類

寺村(1982)は受身を直接受身と間接受身に分けている。そして、直接受身とは、主格に立つ名詞が述語動詞の語幹によって表される動作の直接影響を受けるものであるという意味特徴、および「XガYニ～サレル」が「YガXヲ(ニ)～スル」という対応する能動表現をもつという構文的特徴、をもつ受身文であると述べた。一方、間接受身とは、主格補語の受ける影響が間接的であり、対応する能動文をもたない(「XガYニ(Zヲ)～サレル」を「YガXヲ(ニ)(Zヲ)～スル」とすると非文となる)受身文だと定義した。主格の受ける影響が間接的だというのは、舞台の上の登場人物、つまり当事者の間のことではなく、傍でそれを見ているもの、つまりその舞台の外の第三者が、その舞台の出来事によって何らかの影響を受ける、ということであると寺村は述べている。

村木(1989)は受身を「直接受身」と「間接受身」に分け、それぞれ変形関係(同じ事象を異なる視点から述べること)と派生関係(ある事象(基本になる文)に、新たな関与者が加わり、その関

* 中国江蘇工業学院外国語学部日本語科 ** 岩手大学教育学部

与者の視点から事象を表現すること)の枠に入れている。

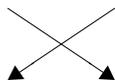
森山(1988)は受身を「まどもの受身」と「迷惑受身」に分けている。そして、「まどもの受身」とは「蚊が人を刺す→人が蚊に刺される」のように格成分になっている名詞を主語にして、もともとの主語を主語の位置からおろす文法的な操作で、「迷惑受身」とは「雨が降る→彼は雨に降られる」のように動詞句の格成分に含まれていない名詞を主語にした受身だと定義している。森山は「まどもの受身」や「迷惑受身」のような異なった用語を使っているが、表現する意味は寺村の「直接受身」「間接受身」と同様なので同じ分類にしてもよさそうに見える。

三人の観点をまとめると、次のような共通点が得られる。

1. 直接受身文は対応する能動文をもつが、間接受身文は対応する能動文をもたない。
2. 直接受身文と能動文は格転換の関係なので、直接受身文の主語は対応する能動文の中に求められるが、間接受身文の主語は新たに加わった関与者なので、基本文の中には求められない。

これに対して、仁田(1979)は受身を「まどもの受身」「第三者の受身」「持ち主の受身」に分類し、それぞれ次のように定義している。つまり、「まどもの受身」とは、能動文の中に存在している非ガ格の共演成分をガ格に転換した受身文、「第三者の受身」とは、もとの動詞の表す動きの成立に参加する共演成分としては含みようのない第三者をガ格成分にした受身文、「持ち主の受身」とは、もとの文のヲ格やニ格(これはまれ)の名詞の持ち主を表す名詞をガ格成分にした受身文であると述べている。ここでも、「まどもの受身」を「直接受身」、「第三者の受身」を「間接受身」と考えてもよいと思われる。例文としては次のようなものがあげられる。

- (1) 太郎が 花子を 殴った。



花子は 太郎に 殴られた。

(まどもの受身)

- (2) 花子は (Xと) 結婚した。
→太郎は花子に結婚された。(第三者の受身)
(3) 太郎が次郎の頭を殴った。
→次郎は太郎に頭を殴られた。(持ち主の受身)

また、鈴木(1972)は受身を次の四種類に分類している。

1. もとになるたちばの動詞のしめす動きの直接対象(「-を」)を主語としてあらわす直接対象のうけみ
2. もとになるたちばの動詞のしめす動きのあい手(「-に」)を主語としてあらわすあい手のうけみ
3. もとになる動きの対象の持ち主を主語としてあらわすもちぬしのうけみ
4. もとになる動詞によってめいわくをうける第三者(もとになるたちばの文には登場しない第三者)を主語として表す第三者のうけみ

鈴木の言う1と2は、「直接受身」に該当する。時代はかなりさかのぼるが、松下(1928)は、受身を「人格的被動」「可能的被動」「自然動的被動」に分類している。「可能的被動」は、被動の主体に人格を認めずにその原動(能動に相当)に可能の意味をもたせたもので、現在の可能態に当たる。「自然動的被動」は、原動が自然動、非意思的の動作であることを表すもので、現在の自発態に当たる。「人格的被動」は、被動の主体を一人格(意志格)として取り扱った被動で、さらに次の四種類に分類している。

1. 自己が動作を受ける自己被動
2. 他物の動作を自己の所有物へ受ける所有物被動

3. 所有物の動作を自己の利害として受ける所有物自己被動

4. 他物の自己に関係なき動作を間接の被害と見る他物被動

そして、それぞれの種類に次のような例を挙げている。

- (4) 人、盗賊に殺さる。 (1の例)
 (5) 人、盗賊に物を盗まる。 (2の例)
 (6) 父、子に死なす。 (3の例)
 (7) 雨に降らる。 (4の例)

定義と例文から分かるように、松下の「人格的被動」の範疇は現在の受身と同一で、「自己被動」は「直接受身」、「所有物被動」は「持ち主の受身」、「所有物自己被動」と「他物被動」は「間接受身」に該当する。

以上、受身の分類に関する先行研究を概観したが、受身の分類には、主に二種類あることが分かる。第一は、「直接受身」と「間接受身」に分類する方法で、第二は、「持ち主の受身」を「間接受身」から分離させて、直接・間接受身と同等なレベルで扱う方法である。本論では第二の捉え方を受け継ぐこととするが、その理由は項を改め、3において述べる。

3. 持ち主の受身について

「持ち主の受身」とは、「XがYにZを～(ら)れる」の構文をもちながら、ZがXの身体の一部や動き、性質、状態を表す場合、或いは、Xと所有関係にあるものやXと関わりのある人物を表す場合のみに成立することをあらかじめ断っておきたい。例えば次の例文

- (8) 私は知らない人に道を聞かれた。

で、「道」はZの表す範囲を超えている。したがって、(8)は持ち主の受身文ではなく、対応する能動

文「知らない人が私に道を聞いた。」を持つ直接受身文である。

続けて次の例文を見てもらいたい。

- (9) 私は虫に刺された。
 (10) 私は虫に手を刺された。
 (11) 夫が妻に服を破られました。
 (12) 花子は犬にスカートが破られた。
 (13) 花子は幸子に弱点をつかまれた。
 (14) 私は母に心を読まれました。
 (15) 私は泥棒に財布を盗まれました。
 (16) 次郎は弟にお菓子を食べられた。
 (17) 三郎は友人に恋人を奪われた。
 (18) 恵理子は強盗に子どもを殺された。
 (19) 彼は子どもに泣かれて寝られなかった。
 (20) 山田は同僚に無断で出張された。
 (21) 鈴木は佐藤先生にハワイ大学を辞められた。
 (22) 7回にホームランを打たれたときは、とてもあせりました。
 (23) 後ろの子どもにジュースをこぼされたんです。
 (24) 速いカーブを投げられて、余り打てませんでした。

まず例文(9)と(10)を比べてみたい。

(9)は対応する能動文「虫は私を刺した」を持つ直接受身文である。「虫に刺された」と言っても常識的に考えれば、体全体というより体のどこか一部分を刺された可能性が大きい。そこで、その刺された部分を詳しく表現して言うと、「私は虫に手を刺された。」のような文になる。興味深いことに、(9)は直接受身文として認められるのに対して、(10)は対応する能動文を持たない上に、「ヲ」格の「手」は「ガ」格の「私」の身体の一部であるため、直接受身文ではなく、持ち主の受身文として認められる。(10)の「私」は「ノ」格にしかならない。無理に「虫は私に手を刺した」あるいは「虫は私を手を刺した」に変えると非文になってしまう。)逆に、虫に手を刺された人が「私は虫に刺された。」と言っても無理ではないだろう。

つまり、直接受身文である(9)と持ち主の受身文である(10)は、構文的には違っても、主語が受ける影響、働きかけは同じように直接的である。持ち主の受身文(11)(12)においても、「夫」「花子」の受ける影響、働きかけは直接的である。言い換えると、持ち主の受身文の「ヲ」格が「ガ」格の身体の一部や着ている衣服を表す場合、意味的には直接受身文と同じような性質を帯びる。

次に、上の例文の基本になる文を見てもらいたい。

- (10)' 虫は私の手を刺した。
- (11)' 妻は夫の服を破った。
- (12)' 犬は花子のスカートを破った。
- (13)' 幸子は花子の弱点をつかんだ。
- (14)' 母は私の心を読んだ。
- (15)' 泥棒は私の財布を盗んだ。
- (16)' 弟は次郎のお菓子を食べた。
- (17)' 友人は三郎の恋人を奪った。
- (18)' 強盗は恵理子の子供を殺した。
- (19)' 子供が泣いた。
- (20)' 同僚が無断で出張した。
- (21)' 佐藤先生がハワイ大学を辞めた。
- (22)' 7回にホームランを打った。
- (23)' 後ろの子供がジュースをこぼした。
- (24)' 速いカーブを投げた。

持ち主の受身文(10)~(18)は直接受身文(1)(4)(8)(9)のように対応する能動文は持たないが、「ガ」格成分(私、夫、花子、次郎などの主語)は基本になる文(10)'~(18)'に求めることができる。一方、間接受身文(19)~(24)の「ガ」格成分は「新しい関与者」、「舞台の外の人物」なので、基本になる文(19)'~(24)'に求めることができない。ここからも間接受身文と持ち主の受身文との相違点が見られるだろう。

そして、間接受身文の述語の表す動詞は「死ぬ、降る」(松下(1928))、「泣く、出張する」(例文(19)~(20))などの自動詞や「辞める、打つ、こぼす、投げる」(例文(21)~(24))などの他動詞でも可能で

ある。しかし、持ち主の受身文は例文(10)~(18)と構文「XがYにZを~(ら)れる」からも分かるように「ヲ」格の後に自動詞が接続するのは不可能である。

上の3点の理由から、持ち主の受身は直接受身と間接受身の間に位置づけさせたほうがより適切ではないかと思う。したがって、本論では受身分類の第二の捉え方を受け継ぐことにする。

4. 『新編日語』と『中日交流標準日本語』における受身文の解説

分析の便宜のため、『日本語』における受身文の解説を分析する前に、『新編日語』と『中日交流標準日本語』における受身文の解説を見てみることにする。

4・1. 『新編日語』における受身文の解説

『新編日語』において、受身文は4ページ(P.202~P.205)にわたって取り上げられている。まずは、「受身」の概念を説明し、続けて受身形の構成を簡単に説明している。つまり、日本語の受身形は動詞の未然形に受身助動詞「れる」「られる」を下接して作るが、五段動詞とサ変動詞の未然形には「れる」、一段動詞、カ変動詞には「られる」を下接する、とある。例としては、五段動詞の「しかる」、サ変動詞の「尊敬する」、一段動詞の「いじめる」、カ変動詞「くる」の受身形である。

受身文は三つのタイプに分類されているが、(1)は人を主語とする直接受身文である。そして、人を主語とする直接受身文は、人が他人の行為の影響を直接受けることを指す、とある。それから、「日本語科の王先生は学生たちに尊敬されています。」を例文として提示して、「王先生」は受け手で、「は」で表し、「学生たち」は仕手で、助詞「に」或いは「から」で表し、「尊敬されています」は「尊敬します」の受身形であるという説明を加えている。続けて、このタイプの受身文と主動文との関係を次のように示している。

- (主動文) AはBを△△する
 → (受身文) BはAに／から△△される
 (主動文) AはCにBを△△する
 → (受身文) CはAに／からBを△△される

挙げられている例文は次のとおりである。

- 子供のころ、特に母はわたしを甘やかしました。
 →子供のころ、わたしは特に母に甘やかされました。
- 母はわたしを叱りました。→わたしは母に叱られました。
- 彼はわたしに多くのことを教えました。
 →わたしは彼から多くのことを教えられました。

(2)は事柄或いは物を主語とする受身文であるが、挙げられた例文は「先生の会話の授業ではいつも活発なやりとりが行われています。」である。もともと、受身文で行為の主体は人であるのが普通であるが、西洋文法の影響を受けて、日本語の受身文の中にもこういう事柄や物を主語とする受身文が現れた、とある。また、このタイプの受身文は普通は動作の仕手について言及しないが、言及する場合は「～によって」で表す、と述べ、三つの例文を加えている。

(3)は間接受身文である。間接受身文はさらに自動詞から構成する受身文と目的語を持つ間接受身文に分類している。解説には、日本語の少数の自動詞は受身形を持つ、自動詞の受身文は被害の受け手を主語或いは主題とする、文の行為・作用は主語を直接的対象としないが、結果的には主語が影響或いは損害を受ける、とある。例文としては、普段よく見られる「死ぬ」「降る」「立つ」「来る」の受身文が挙げられている。次は、目的語を持つ間接受身文であるが、このタイプの文は受け手を主語或いは主題とし、損害を受けた部分を「を」で表す、とある。そして、直接受身文にも目的語を持つ場合があるが、区別としては、間接受身文

の主体が他人の動作によって影響或いは損害を受けるという説明を加えている。例文としては「李さんは人に足を踏まれて血がたくさん出てしまいました。」のほか、次のものが挙げられている。

- わたしは妹にケーキを食べられてしまいました。
- わたしはあの人に頭を殴られました。
- 友達からの手紙を母に見られました。

4・2. 『中日交流標準日本語』 における受身文の解説

この教科書においては、受身文についての解説が『新編日語』より簡単になされている。受身文についての解説は次の表が示すとおりである。

	基本形	受身形	
第一タイプ	書く 読む 持つ	書かれる 読まれる 持たれる	く→かれる む→まれる つ→たれる う段をあ段に変えた後「れる」を加える。
第二タイプ	食べる 教える 見る	食べられる 教えられる 見られる	る→られる
第三タイプ	来る する	来(こ)られる される	

そして、主動文「乙は甲を…ます」に対する「甲は乙に…(ら)れます」であって、その中の甲は動作の受け手、乙は動作の仕手である、と記し、「純子は先生にほめられました。」のような例文を三つ挙げている。そのほか、「雨が降ります」「父が死にます」などのような文に動作の受け手はないが、損害関係の形式として見なすことが出来ると記し、二つの例文を加えている。文型「甲は乙に丙を…られます」については、「丙」の表す意味によって二種類に分けて説明している。一種類は、「丙」が動作の内容、目的を表す場合であっ

て、挙げられた例文は次のとおりである。

- ・王さんは店の人にブレザーを勧められました。
- ・田中さんはお客さんにお礼を言われました。
- ・王さんは知らない人に道を聞かれました。

もう一種類は、「丙」が「甲」の所属であることを表す場合であるが、挙げられた例文は次のとおりである。

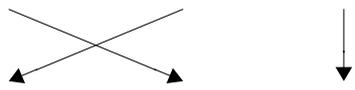
- ・田中さんは王さんに足を踏まれました。
- ・王さんは隣の人に足を踏まれました。
- ・田中さんは子供にカメラを壊されました。

5. 『日本語』 における受身文の解説と対策

『日本語』においては受身文について第一冊の第11課から第14課にわたって扱われている。20課中の4課の解説を通して指導するということから、他のどの助動詞よりも重視され、最も重要な文法項目として扱われていることがわかる。

まず、「解説」でどのように説明されているかを順番どおり見ていくことにする。

第11課の「解説1」(p.120)では、「れる」は五段動詞とサ変動詞の未然形に接続して動詞の受身形を作るとして、四つの五段動詞の例を挙げている。そして、受身形動詞を述語とする文を受身文として、典型的受身文と主動文との関係を次の例文をもって説明している。

主動文 友達が(は) わたしを 笑いました

 受身文 わたしが(は) 友だちに 笑われました

補助的な説明として、受身文は動作の相手の立場から話すのであって、主語は動作の相手で「が」あるいは「は」で表し、動作の主体は「に」で表すとある。そして受身の意味は他の人や他の事物の働きかけ、影響を受けることを表すと言い、三

つの例文を挙げている。受身文のこのような意味に反して、「きのう、運動会が開かれました。」「この工場では、自動車が造られています。」のような文は、受身の意味が薄く、動作の主体が文に現れないとする。

第12課の「解説1」(p.130)では、「られる」は一段動詞とカ変動詞の未然形に接続して動詞の受身形を作ると言い、三つの動詞の活用と六つの例文を挙げ、「解説2」(p.130)と「解説3」(p.130)では、普段よく使用される二つの受身形文型—「～とされている」「～には～と書かれている」について説明している。

また、「解説5」(p.130)では、「雨に降られる」をもって自動詞の受身文を説明している。

主動文 雨が 降りました

 受身文 (わたしが) 雨に 降られました

そして、このような受身文の特徴として、主語は主動文以外の人物で、間接的な影響や損害を受けてマイナスの結果が出ることを表すことを挙げ、二つの例文を加えている。

第13課「解説1」(p.140)では「あまりいいイメージをもたれていません」についての説明が、次のように記述されている。(下線部は李が翻訳したものである。)

이 피동문을 주동문에 비교하면 문장구조 상에서 다음과 같은 변화가 있다.

(この受身文を主動文と比較すれば文の構造に次のような変化が起きる。)

主動文 中国人は 카ラス에 あまりいいイメージ를 持っています。

 受身文 카라스는 中国人에 あまりいいイメージ를 持たれていません。

・生徒たちは先生に本を贈られました。☞先生は生徒たちに本を贈りました。

・わたしは観光客に道を聞かれました。☞観光客はわたしに道を聞きました。

이 외에 또 영향 또는 손해를 받는 뜻을 나타내는 피동문이 있는데 주동문과 대비하면 문장구조는 다음과 같다. (このほか、また影響或いは損害を受ける意味を表す受身文があるが、主動文と対比すると文の構造は次のようである。)

主動文

弟は わたしの パンを 食べました

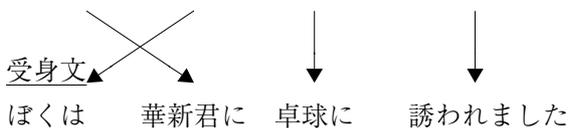


- ・わたしは母に日記を読まれました。
☞母は私の日記を読みました。
- ・先生は生徒に大切な本を無くされました。
☞生徒は先生の大切な本を無くしました。
- ・方さんは先生に作文をほめられました。
☞先生は方さんの作文をほめました。

「解説2」(p.140)では、受身文に助詞「に」が二つある場合について、四つの例文を挙げて主動文との対応関係を示して説明している。

主動文

華新君は ぼくを 卓球に 誘いました



「解説5」(p.141)では、「あいさつされる」など五つの例を挙げてサ変動詞の受身形の作り方を説明している。

第14課の「解説7」(p.150)では、「ドラえもんは、だれからも愛されています」などの例文を三つ挙げて、受身文の動作の主体は「に」だけで

なく「から」も使われると記述している。

ここで未熟ながら、李の個人的な見解を述べることにしたい。

第一に、受身文についての説明が第11課から第14課の九つの項目に分けて説明されているが、『新編日語』や『中日交流標準日本語』に比べてまとまっていないように感じられる。特に、「～(ら)れる」の接続についての説明であるが、第11、12、13課に分けて指導する必要はないのではないかとと思われる。学習者はすでに3年半、あるいは4年半の日本語学習歴があるので用言の活用にはもう慣れているはずである。しかも、「～(ら)れる」の接続はサ変動詞を除けば、否定助動詞「ない」の接続と同様である。したがって、こういう指導は上で挙げた二つの教材のように簡潔でもよいのではないかと。また、第12課の解説2と解説3、第13課の解説2については、詳細に指導しようという姿勢は分かるが、文法項目があまり多くてはポイントが目立たなくなるのではないだろうか。

第二に、第14課の「解説7」(p.150)では、例文を三つ挙げて、受身文の動作の主体は「に」だけでなく「から」も使われると説明しているが(『新編日語』にも同様な説明がある)、このような説明だけでは、すべての場合において両方が可能だという誤解をもたらしやすい。どういう場合に両方が許容され、どういう場合に「から」は許容されないのか、簡単な説明がほしいところである。

第三に、第13課で「カラスは中国人にあまりいいイメージを持たれていません」と「わたしは弟にパンを食べられました」の二つの受身文を、ただ、影響や損害を受けるかどうかという意味的区別だけで扱っている点が、納得しがたい。

ここで、二つのタイプの例文を一つずつ見ていこう。

受身文「カラスは中国人にあまりいいイメージを持たれていません。」では、寺村(1982)が言うところの、主格に立つ名詞「カラス」が、述語動詞「持つ」によって表される動作の直接影響を受けるものであるという意味特徴、および「Xガ

Yニ～サレル」が、「YガXヲ(ニ)～スル」という対応する能動表現をもつという構文的特徴を持っている。しかも、鈴木(1972)のいうところの「もとなるたちばの動詞のしめす動きのあいて(「-に」)を主語としてあらわすあいてのうけみ」、松下(1928)のいうところの「自己が動作を受ける自己被動」にもあたり、言うまでもなく直接受身文である。例文「生徒たちは先生に本を贈られました。」「わたしは観光客に道を聞かれました。」においても同様なことが言える。

一方、受身文「わたしは弟にパンを食べられました。」は、上記のようなことが言いにくい。この受身文を能動文に変えると「弟はわたしのパンを食べました。」になる。つまり、受身文「わたしは弟にパンを食べられました。」はもとの文のヲ格の名詞「パン」の持ち主を表す名詞「わたし」をガ格成分にした受身文であり、鈴木(1972)のいうところの「もとなる動き(食べる)の対象の持ち主(わたし)を主語としてあらわすもちぬしのうけみ」であり、松下(1928)のいうところの「他物の動作(食べる)を自己の所有物(パン)へ受ける所有物被動」なのである。一言で言うと、これは「持ち主の受身」にほかならない。例文「わたしは母に日記を読まれました。」「先生は生徒に大切な本を無くされました。」「方さんは先生に作文をほめられました。」においても同様なことが言える。もし、『新編日語』の指導法に従うとするなら、「カラスは中国人にあまりいいイメージを持たれていません。」は人を主語とする直接受身文、「わたしは弟にパンを食べられました」は目的語を持つ間接受身文の範疇に入るだろう。『中日交流標準日本語』においては『新編日語』のように、直接受身、間接受身と詳細な説明はなされていないが、「丙」の表す意味によって構文「～は～に～を…(ら)れる」ははっきり分類できている。つまり、「カラスは中国人にあまりいいイメージを持たれていません。」の「丙(いいイメージ)」は内容を、「わたしは弟にパンを食べられました」の「丙(パン)」は「わたし」の所属であることを示すことになる。続けて次の例文

を見てみよう。

- (25) 花子はタクシーに泥水を引っ掛けられた。
 (26) 太郎は上司の人にひどく言われた。

(25)(26)は「カラスは中国人にあまりいいイメージを持たれていません。」と同じ構文を持つ直接受身文であるが、やはり影響、損害の意味を表す。だから、ただ影響や損害を受けるかどうかということだけで目的語を持つ直接受身文と間接受身文を区別することには曖昧な点が見られる。

要するに、上で挙げた例文はどのような方法で分析しても同じタイプの受身には見えない。「～は～に～を～(ら)れる」という表面的なものだけに拘らないで、受身文を論理的に分類して指導したほうがより効果的ではないかと思われる。第11課で「わたしが(は)友だちに笑われました。」のような直接受身文を、第12課で「(わたしが)雨に降られました。」のような典型的な間接受身文を指導したならば、第13課では持ち主の受身文だけを挙げて説明し、指導したほうが学習者にとって受け入れやすいだろうと思われる。

6. 結び

本論では寺村(1982)、仁田(1979)などの受身文に関する論述を概観し、持ち主の受身文についての個人的な見解を述べた。そして『日本語』第一冊と『新編日語』第二冊や『中日交流標準日本語』初級・下における受身文についての解説を考察し、未熟な考えだとは自覚しながら若干の提案をした。

まとめると次のようになる。第一に、受身助動詞の接続などは高校生にとって難点ではないので、出来るだけ簡潔にしてほしい。第二に、受身文の動作の主体を表す助詞「に」と「から」について何の説明もなければ(『新編日語』もそうであるが)、両方の使い方を紛らわしくする可能性があるがあるので、その区別を簡単に説明してほしいものである。

そして第三に、第13課で挙げた二つの例文「カラスは中国人にあまりいいイメージを持たれていません」と「わたしは弟にパンを食べられました」について分析を行った結果、前者は直接受身文で、後者は持ち主の受身文であることが分かった。構造的相違点を無視し、ただ、影響や損害を受けるかどうかという意味的区別で扱うのは望ましくないのではないか。表面的には同じ構文に見えても、その文法的性質は明らかに異なる。それを区別しないで同時に取り上げることは、いたずらに学習者を混乱させる恐れがある。もちろん『日本語』を編集する時にはそれなりの理由があったのだろうが、受身文を「直接受身」「間接受身」「持ち主の受身」に分類して指導したほうが学習者にも受け入れやすいし、教科書全体に、一層論理的で整然とした体系性を持たせられたのではと思われる。

書『中日交流標準日本語』と、周平、陳小芬が編集した、日本語科大学生向けの『新編日語』を以て、比較を行うことにする。

参考文献

- 鈴木康之(1977) 『日本語文法の基礎』 三省堂
 鈴木重幸(1972) 『日本語文法・形態論』 むぎ書房
 寺村秀夫(1982) 『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版
 仁田義雄(1979) 『日本語文法研究序説—日本語の記述文法を目指して』 くろしお出版
 松下大三郎(1928) 『改選標準日本文法』 勉誠社
 宮地 裕(1969) 『古典語現代語 助詞助動詞詳説』 学燈社
 村木新次郎(1989) 「日本語の文法・文体(上)」『講座 日本語と日本語教育』第4巻 明治書院
 森田良行(2002) 『日本語文法の諸相』 くろしお出版
 森山卓郎(1988) 『日本語動詞述語文の研究』 明治書院

注

- 1: 『日本語』と『日語』は解説に使用した言語が違うだけで、内容はまったく同様である。ただ、この論文を執筆する現在、『日語』が手元にないため、『日本語』をもって分析を行うことにする。
- 2: 『日本語』と高校で使用するほかの日本語教科書を比較する方がより説得力があるだろうが、中国では全国統一教材を使用するため、それが出来ない。その代わりに、中国の人民教育出版社と日本の光村図書出版株式会社が協力して編纂した、日本語を独学する社会人向けの教科